

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分)

令和5年4月30日現在

令和5年4月1日～令和5年4月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 3件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|--|----------------------|--|
| 4月4日 | 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書 | 秋田県能代市議会 議長 安井 和則 | <p>国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。 |
| 4月13日 | 【参考送付】SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書 | 長野県弁護士会 会長 山岸 重幸 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総務省、消費者庁及び消費者委員会に対し、以下の点につき調査するよう求める。 ①ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)(特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないもの)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として多用されている実態 ②SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況 ③SNS利用者を特定する情報について、弁護士法第23条の2に基づく照会がなされた場合のSNS事業者の対応状況 2 総務省に対し、第1項記載の調査を踏まえ、SNSを詐欺行為等のツールとして利用させないための、実効性のある措置を講じるよう求める。 具体的には、SNS事業者における本人確認義務の導入、SNS利用者を特定する情報の照会に対してSNS事業者が適切な対応をするための対策、SNS事業者の適切な本人確認記録の保管義務の導入、消費者からの本人確認記録の開示請求制度及び開示した場合のSNS事業者の責任制限規定の整備等を検討するよう求める。 3 消費者庁及び消費者委員会に対し、第1項記載の調査を踏まえ、総務省が第2項記載の実効性のある措置を速やかに講じるよう、総務省に対する適切な働きかけまたは意見表明の実施を検討することを求める。 |
| 4月25日 | 特定商取引法の見直し規定に基づく改正を求める意見書 | 佐賀県弁護士会 会長 櫻田 康則 | <p>特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売について 「訪問販売お断り」等のステッカーが、意思表示に該当することを条文上明らかにすべきである(ステッカー方式のDo-Not-Knock制度)。 2 電話勧誘販売について 登録された番号には事業者が電話勧誘することを禁止する制度の導入がなされるべきである(Do-Not-Call制度)。 3 通信販売について (1)クーリング・オフ制度等の導入 インターネットを通じて勧誘が行われる場合には、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定すべきである。 (2)解約方法に関する規制の導入 インターネットを利用した通信販売において、消費者が解約を希望する場合の受付体制を整備する義務規定等を設けるべきである。 (3)勧誘者特定のための情報開示請求規定の導入 連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーム等に対し、当該事業者らを特定するための情報開示を請求できるようにすべきである。 4 連鎖販売取引(いわゆるマルチ取引)について (1)登録・確認制度の導入 国による登録・確認等の開業規制を導入すべきである。 (2)後出しマルチの禁止 後出しマルチも特商法の連鎖販売取引に含むことを法律上明らかとすることはもちろんのこと、後出しマルチに対する法規制を整備すべきである。 |

<その他: 1件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|--------------------------------|----------------------|---|
| 4月11日 | 【参考送付】「消費者基本計画工程表改定素案」についての意見書 | 日本弁護士連合会 会長 小林 元治 | <p>当連合会は、2021年3月18日に「消費者基本計画工程表の評価指標(KPI)の実効性向上を求める意見書」(以下「KPI意見書」という。)を公表している。本意見書は、特に工程表素案の評価指標の在り方に関して、以下のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者基本計画工程表を、工程表本体とその評価書とに分けた上で、各重点項目について、「目標」「KPI(アウトプット指標)」「KPI(アウトカム指標)」「取組」といった区分を設けるとい、構成面における改定の方向性については評価する。 2 重点項目についての前記各区分の内容は、目標そのもの、あるいはその目的についての評価指標(KPI)について、施策の進捗状況をできる限り正確・客観的に測定・把握・評価するとの観点から、アウトカム指標の想定時間軸の明示や指標の設定等について、さらに十分な検討を行うべきである。 |